

平成 24 年 3 月

事 業 主 様

川口工業健康保険組組合
理事長 駒 英 明
(公印省略)

出産育児一時金付加金の新設
並びに埋葬料付加金の額の変更について

早春の候、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は組合運営に格別なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成 24 年 2 月 16 日に開催されました第 176 回組合会において、組合独自の給付である付加給付の変更について慎重に審議のうえ可決されましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 被保険者や被扶養者が出産して、出産育児一時金並びに家族出産育児一時金の支給を受けた場合、付加金として
被保険者 20,000 円、被扶養者 10,000 円の支給 新設
2. 埋葬料付加金の額の変更
被保険者（埋葬料）は 50,000 円を 20,000 円に
被扶養者（家族埋葬料）は 20,000 円を 10,000 円に 変更

※この改定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用されます。

今般、健保組合を取り巻く情勢は厳しく、協会けんぽ（旧、政管健保）においては、大幅な保険料率の引き上げを余儀なくされている現状です。当組合としましては、平成 24 年度健康保険料率の変更はせずに、この度の付加給付の改定を決定したもので、組合財政、社会情勢等考慮した上で時代のニーズに適した運営とすべく措置いたしましたので、宜しくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては 3 月より当健保ホームページ (<http://www.kawakokenpo.jp/>) と 4 月に被保険者様全員に配布の健保だよりにも掲載の予定ですので、従業員の皆様への周知方、ご協力をお願いいたします。